

令和2年2月市議会総務委員会資料

第37号議案 長崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例

目次

条例改正の概要	1ページ
条例新旧対照表	2ページ

総 務 部

令 和 2 年 2 月



長崎市職員退職年金条例の改正の概要

1 改正の理由

民法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、時効の中断及び停止の概念の整理が行われたことから、関係条文の整理を行いたい。

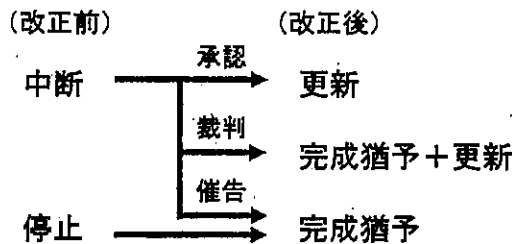
2 改正の内容

改正法により、時効の中断事由が「完成猶予」事由及び「更新」事由、停止事由が「完成猶予」事由に再構成されたことに伴う用語の整理。

【改正法の概要の抜粋】

時効の中断・停止の見直し

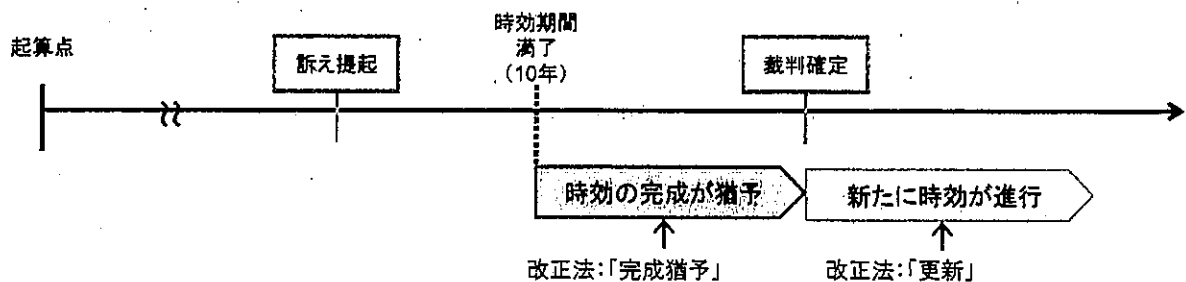
法定の「中断」には、「新たな時効の進行（時効期間の更新）」と「時効の完成猶予」の2つの効果が含まれ分かりにくいので、用語の整理がなされた。



参考（用語の解説等）

- ・時効の中断…法定の中断事由があったときに、それまでに経過した時効期間がリセットされ、改めてゼロから起算されること。また、裁判の場合は、時効期間満了であっても時効完成は猶予され、裁判確定後に新たに時効が進行する。
- ・時効の停止…時効が完成する際に、権利者が時効の中断をすることに障害がある場合に、その障害が消滅した後一定期間が経過するまでの間時効の完成を猶予するもの。

(例) 裁判上の請求の場合



3 施行日

令和2年4月1日

長崎市職員退職年金条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(時効)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前4項に定めるもののほか、時効の<u>中断及び停止</u>については、民法の時効に関する規定を準用する。この場合において、地方自治法第206条第1項の規定により異議の申立て審査請求をしたときは、時効の<u>中断</u>については、裁判上の請求をしたものとみなす。</p>	<p>(時効)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前4項に定めるもののほか、時効の<u>完成猶予及び更新</u>については、民法の時効に関する規定を準用する。この場合において、地方自治法第206条第1項の規定により異議の申立て審査請求をしたときは、時効の<u>完成猶予及び更新</u>については、裁判上の請求をしたものとみなす。</p>